

○仙台市道路占用料条例

昭和三五年一二月二八日
仙台市条例第二五号

(目的)

第一条 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。)第三十九条第二項及び第七十三条第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、本市が徴収する道路の占用料の額及びその徴収方法並びに延滞金の徴収について定めることを目的とする。

(昭六三、二・平一一、三・改正)

(占用料)

第二条 占用料の額は、別表のとおりとする。

第三条 削除

(昭五〇、三)

第四条 占用料の全額が、百円に満たないときは、これを百円として計算する。

(昭五〇、三・改正)

(占用料の徴収方法)

第五条 占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により協議し、同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は同法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下「占有期間」という。)に係る分を、占有の許可をし、又は占有につき協議し、同意した日(電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は同法第二十一条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))にこれを徴収する。ただし、占有期間が二会計年度以上にわたる場合で市長が特に必要と認めるときは、初年度分は占有許可の際に、次年度以降の分については当該年度分を毎年度の初めに徴収することができる。

2 既に納めた占用料は、返還しない。ただし、法第七十一条第二項の規定により占有の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占有の許可の日から当該占有の許可の取消の日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は、返還することができる。

(昭四二、七・全改、平一一、三・平一一、一二・平一五、三・改正)

(占用料の減免)

第六条 市長は、道路の占用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料を減免することができる。

- 一 法第三十五条に規定する事業及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条に規定する公営企業に係るもの
- 二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 三 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- 四 電気、電話等の架空の道路横断線及び各戸引込線
- 五 道路に出入りするために設置する通路
- 六 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(昭四二、七・平元、三・平一五、三・平一五、一〇・平一九、一〇・改正)

(延滞金)

第七条 法第七十三条第一項の規定により督促状を発したときは、延滞金を徴収する。

2 延滞金の額は、滞納金額(その額に千円未満の端数があるとき又はその全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセント(当該納期限の翌日から一箇月を経過する日までの期間については年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した額に相当する金額とする。ただし、延滞金の額に百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 市長は、延滞金の納付が困難なときその他特別の理由があると認めたときは、延滞金を減免することができる。

(昭四五、六・追加、昭四七、一二・平元、三・改正)

(罰則)

第八条 市長は、詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科することができる。

(昭四二、七・旧第七条繰下・改正、昭四三、六・旧第八条繰上、昭四五、六・旧第七条繰下、平一一、一二・改正)

(委任)

第九条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(昭四二、七・旧第八条繰下、昭四三、六・旧第九条繰上、昭四五、六・旧第八条繰下)

附 則

- 1 この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。
- 2 仙台市道路占用料条例(昭和三十一年仙台市条例第十五号)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に占用している道路の占用料については、その期間満了まで

は、なお従前の例による。

- 4 宮城町の編入の日前に法第三十二条第一項又は第三項の規定に基づき同町の道路の占有の許可を受けている者の当該許可に係る占有料及びその延滞金については、昭和六十三年三月三十一日までの占有に係るものに限り、この条例の規定にかかわらず、旧宮城町道路占有料条例(昭和六十一年宮城町条例第五号。以下「旧宮城町条例」という。)の例による。

(昭六二、九・追加、昭六三、二・改正)

- 5 宮城町の編入の日前にした旧宮城町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧宮城町条例の例による。

(昭六二、九・追加)

- 6 秋保町の編入の日前に法第三十二条第一項又は第三項の規定に基づき同町の道路の占有の許可を受けた者の当該許可に係る占有料及びその延滞金については、昭和六十四年三月三十一日までの占有に係るものに限り、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(昭六三、二・追加)

- 7 泉市の編入の日前に法第三十二条第一項又は第三項の規定に基づき同市の道路の占有の許可を受けた者の当該許可に係る占有料及びその延滞金については、昭和六十四年三月三十一日までの占有に係るものに限り、この条例の規定にかかわらず、旧道路占有料条例(昭和四十七年泉市条例第四十三号。以下「旧泉市条例」という。)の例による。

(昭六三、二・追加)

- 8 泉市の編入の日前にした旧泉市条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧泉市条例の例による。

(昭六三、二・追加)

- 9 当分の間、第七条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三条の二第一項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・五パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年十四・五パーセントの割合を超える場合には、年十四・五パーセントの割合)とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

(平一一、一二・追加、平二五、一〇・令二、一〇・改正)

附 則(昭四二、七・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭四三、六・改正)

この条例は、昭和四十三年七月一日から施行する。

附 則(昭四五、六・改正)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の仙台市道路占用料条例第七条の規定は、昭和四十五年四月一日以後に発せられる督促状に係る延滞金の額の計算について適用し、昭和四十五年四月一日前に発せられた督促状に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則(昭四七、一二・改正)

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則(昭五〇、三・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に占用している道路の占用料については、その期間満了までは、なお従前の例による。

附 則(昭五三、三・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に占用している道路の占用料及びこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に占用し、かつ、施行日に許可を受けて引き続き占用する道路の占用料で、施行日から占用の期間の満了の日(当該満了の日が昭和五十五年四月一日以後である場合にあっては、同年三月三十一日)までの間に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(昭五九、三・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に占用している道路の占用料及びこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に占用し、かつ、施行日に許可を受けて引き続き占用する道路の占用料で、施行日から占用の期間の満了の日(当該満了の日が昭和六十年四月一日以後である場合にあっては、同年三月三十一日)までの間に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(昭六〇、三・改正)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭六二、九・改正)

この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則(昭六三、二・改正)

この条例は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則(平元、三・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第七条第二項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後に発行される督促状に係る延滞金について適用する。

附 則(平六、一二・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の仙台市道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収すべき道路の占用料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき道路の占用料については、なお従前の例による。

附 則(平八、一〇・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

(平二七、一二・改正)

附 則(平一一、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平一一、一二・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則に一項を加える改正規定は、平成十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第九項の規定は、延滞金のうち平成十二年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平一五、三・改正)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定、第六条各号列記以外の部分の改正規定及び同条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平一五、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の仙台市道路占用料条例の規定は、平成

十五年十月一日から適用する。

附 則(平一九、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平二一、一二・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、同日以後に終了する占用であって、占用の期間が二年以下であるものに係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(平二五、三・改正)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平二五、一〇・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の仙台市分担金その他の歳入の延滞金に関する条例附則第五項の規定及び第二条の規定による改正後の仙台市道路占用料条例附則第九項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平二七、一二・改正)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占用であって、占用の期間が二年以下であるものに係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(令元、一〇・改正)

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前

の例による。

- 前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占用であって、占用の期間が二年以下であるものに係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(令二、一〇・改正)

(施行期日)

- この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の仙台市分担金その他の歳入の延滞金に関する条例附則第五項の規定及び改正後の仙台市道路占用料条例附則第九項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則(令四、一〇・改正)

(施行期日)

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 改正後の別表の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占用であって、次の表に掲げる占用物件に係るものの占用料については、同表の年度及び所在地の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。

占用物件		占用料				
		単位	年度	所在地		
				甲地		乙地
				一級地	二級地	
道路法(昭和二十七年法律第一百八十八号。以下「法」という。)第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第二種電話柱	一本につき一年	令和五年度	二、八八〇		五六〇
	第三種電話柱	一本につき一年	令和五年度	三、九六〇		七七〇
	地下に設ける電線その他の線類	長さメートルにつき一年	令和五年度	一〇		二
	地下に設ける変圧器	占用面積平方メートルにつき一年	令和五年度	一、〇九〇		二一〇
	広告塔	表示面積平方メートルにつき一年	令和五年度	一八、〇〇〇	二、七六〇	五八〇

		年	令和六年度	二一、六〇〇	三、〇〇〇	五八〇	
法第三十二條第一項第二号に掲げる物件	外径が〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	令和五年度		七六	一五	
	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		令和五年度		一〇〇	二一	
	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		令和五年度		二一〇	四二	
	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの		令和五年度		三二〇	六三	
	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの		令和五年度		四三〇	八四	
	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの		令和五年度		七六〇	一五〇	
	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの		令和五年度		一、〇九〇	二一〇	
	外径が一メートル以上のもの		令和五年度		二、一六〇	四二〇	
法第三十二條第一項第五号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積一平方メートルにつき一年	令和五年度		八、八八〇	二九〇	
			令和六年度		一〇、六〇〇	二九〇	
	地下に設ける通路		令和五年度		五、二八〇	一七〇	
			令和六年度		六、三三〇	一七〇	
法第三十二條第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一日	令和五年度	一八〇	二七	六	
			令和六年度	二一〇	三〇	六	
	その他のもの		令和五年度	一、八〇〇	二七〇	五八	
			令和六年度	二、一六〇	三〇〇	五八	
道路法施行令(昭和	看板(アー	一時的に設けるもの	表示面積一平方メ	令和五年度	一、六五〇	二五〇	五八

二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。)第七号に掲げる物件	チであるものを除く。)		一トルにつき一月	令和六年度	一、八一〇	二七〇	五八
				令和七年度	一、九九〇	二九〇	五八
		その他のもの	表示面積一平方メートルにつき一年	令和五年度	一六、五〇〇	二、五三〇	五八〇
				令和六年度	一八、一〇〇	二、七八〇	五八〇
				令和七年度	一九、九〇〇	三、〇〇〇	五八〇
	標識		一本につき一年	令和五年度	二、八八〇		五六〇
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	一本につき一日	令和五年度	一八〇	二七	六
				令和六年度	二一〇	三〇	六
		その他のもの	一本につき一月	令和五年度	一、八〇〇	二七〇	五八
				令和六年度	二、一六〇	三〇〇	五八
	幕(令第七条第四号に掲げる工施用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積一平方メートルにつき一日	令和五年度	一八〇	二七	六
				令和六年度	二一〇	三〇	六
		その他のもの	その面積一平方メートルにつき一月	令和五年度	一、八〇〇	二七〇	五八
				令和六年度	二、一六〇	三〇〇	五八
アーチ	車道を横断するもの	一基につき一月	令和五年度	一八、〇〇〇	二、七六〇	五八〇	
			令和六年度	二一、六〇〇	三、〇〇〇	五八〇	
	その他のもの		令和五年度	八、八八〇	一、四四〇	二九〇	
			令和六年度	一〇、六〇〇	一、五〇〇	二九〇	
令第七条第四号に掲げる工施用施設及び同条第五号に掲げる工		占用面積一平方メ	令和五年度	一、八〇〇		五八	

事用材料	ー トルに つき一月	令和六年度	二、一六〇	五八
------	---------------	-------	-------	----

備考

- 一 金額の単位は、円とする。
- 二 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 - イ 甲地 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条の規定により定められた市街化区域をいう。
 - ロ 一級地 甲地のうち、都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域の区域で、土地の価格水準が他の区域の土地の価格水準と比較して高く、他の区域と区別して占用料を徴収することが適当である区域として市長が別に定める区域をいう。
 - ハ 二級地 甲地のうち一級地以外の区域をいう。
 - ニ 乙地 甲地以外の区域をいう。
- 三 第二種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。))であるものを除く。以下この号において同じ。)のうち四条又は五条の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 四 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 五 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 六 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

別表(第二条関係)

(平八、一〇・全改、平一五、三・平二一、一二・平二五、三・平二七、一二・令元、一〇・令四、一〇・改正)

占用物件	占用料		
	単位	所在地	
		甲地	乙地
		一級地	二級地

法第三十二条 第一項第一号 に掲げる工作 物	第一種電柱	一本につき 一年	二、〇〇〇	三九〇
	第二種電柱		三、一〇〇	六〇〇
	第三種電柱		四、二〇〇	八一〇
	第一種電話柱		一、八〇〇	三五〇
	第二種電話柱		二、九〇〇	五六〇
	第三種電話柱		四、〇〇〇	七七〇
	その他の柱類		一八〇	三五
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ一メー トルにつき 一年	一八	三
	地下に設ける電線そ 他の線類		一一	二
	路上に設ける変圧器	一個につき 一年	一、八〇〇	三四〇
	地下に設ける変圧器	占用面積一平 方メートルに つき一年	一、一〇〇	二一〇
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	一個につき 一年	三、六〇〇	七〇〇
	郵便差出箱及び信書 便差出箱		一、五〇〇	二九〇
	広告塔	表示面積一 平方メー トルにつき一 年	二三、〇〇〇	三、〇〇〇
その他のもの	占用面積一平 方メートルに つき一年	三、六〇〇	七〇〇	
法第三十二条 第一項第二号 に掲げる物件	外径が〇・〇七メー トル未満のもの	長さ一メー トルにつき 一年	七七	一五
	外径が〇・〇七メー トル以上〇・一メー トル未満のもの		一一〇	二一
	外径が〇・一メー トル以上〇・一五メー トル未満のもの		一六〇	三一
	外径が〇・一五メー トル以上〇・二メー		二二〇	四二

	トル未満のもの					
	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの			三三〇	六三	
	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの			四四〇	八四	
	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの			七七〇	一五〇	
	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの			一、一〇〇	二一〇	
	外径が一メートル以上のもの			二、二〇〇	四二〇	
法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設			占用面積一平方メートルにつき一年	三、六〇〇	七〇〇	
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が一のもの	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額			
		階数が二のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		
		階数が三以上のもの		Aに〇・〇一を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			一一、〇〇〇	二九〇	
	地下に設ける通路			六、八〇〇	一七〇	
	その他のもの			三、六〇〇	七〇〇	
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積一平方メートルにつき一日	二三〇	三〇	六
	その他のもの		占用面積一平方メートルにつき一月	二、三〇〇	三〇〇	五八
道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積一平方メートルにつき一月	二、三〇〇	三〇〇	五八

下「令」という。)第七条第一号に掲げる物件		その他のもの	表示面積一平方メートルにつき一年	二三、〇〇〇	三、〇〇〇	五八〇	
	標識		一本につき一年	二、九〇〇		五六〇	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	一本につき一日	二三〇	三〇	六	
		その他のもの	一本につき一月	二、三〇〇	三〇〇	五八	
	幕(令第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積一平方メートルにつき一日	二三〇	三〇	六	
		その他のもの	その面積一平方メートルにつき一月	二、三〇〇	三〇〇	五八	
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき一月	二三、〇〇〇	三、〇〇〇	五八〇	
		その他のもの		一一、〇〇〇	一、五〇〇	二九〇	
	令第七条第二号に掲げる工作物			占用面積一平方メートルにつき一年	三、六〇〇		七〇〇
	令第七条第三号に掲げる施設				Aに〇・〇三三を乗じて得た額		
令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料			占用面積一平方メートルにつき一月	二、三〇〇		五八	
令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設				三六〇		七〇	
令第七条第八号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一四を乗じて得た額			

	上空に設けるもの	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	地下（トンネルのもの	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額
	上の地下を除く。）に設けるもの	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
	階数が一のもの	Aに〇・〇一を乗じて得た額
	階数が二のもの	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
	階数が三以上のもの	Aに〇・〇一四を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇一を乗じて得た額
令第七条第九号に掲げる施設	建築物	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇一を乗じて得た額
令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇一を乗じて得た額
令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一四を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具		Aに〇・〇三三を乗じて得た額
令第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一四を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇三三を乗じて得た額

備考

- 一 金額の単位は、円とする。
- 二 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 - イ 甲地 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条の規定により定められた市街化区域をいう。
 - ロ 一級地 甲地のうち、都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域の区域で、土地の価格水準が他の区域の土地の価格水準と比較して高く、他の区域と区別して占用料を徴収することが適当である区域として市長が別に定める区域をいう。

- ハ 二級地 甲地のうち一級地以外の区域をいう。
- ニ 乙地 甲地以外の区域をいう。
- 三 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 四 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 七 Aは、近傍類似の土地(令第七条第八号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 八 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 九 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。
- 十 本表に記載のないものは、本表類似の種目により市長がその都度定める。